東北自動車道　加須管内橋梁補修図面作成業務

特記仕様書

令和８年１１月

東日本高速道路株式会社

関東支社　加須管理事務所

目　　次

頁

第１章　総則 1
１－１　調査等概要 1
１－１－１　調査等名 1
１－１－２　路線名 1
１－１－３　履行箇所 1
１－１－４　主な履行内容 1
１－２　適用する共通仕様書 1
１－３ テクリスへの登録 1
１－４　履行期間 2
１－５　資料の貸与 2
１－６　計画工程表 3
１－６－１　計画工程表の記載事項 3
１－６－２　計画工程表に基づく作業状況の報告 3
１－７　調査等打合簿の作成及び提出について 3
１－８　工事記録情報の作成及び提出について 3
１－９　三者協議会について 4
第２章　業務細部に関する事項 5
２－１　業務の内容 5
２－２　現地踏査 5
２－３　工事発注用図面作成 5
２－３－１　詳細図作成 5
２－３－２　数量計算 5
２－４　構造物補修図面作成 5
２－５　維持修繕設計 6
２－５－１　支承補修設計 6
２－６　設計打合せ 6
２－７　交通費・宿泊費（現地踏査・設計打合せ） 7
２－８　成果品 7
第３章　補足事項 7
３－１　設計図書の変更及び追加について 7

添付資料

様式－１　設計工程表
様式－２　履行期間通知書
様式－３　工事記録情報　完了届

第１章　総則

１－１　調査等概要

１－１－１　調査等名　　東北自動車道　加須管内橋梁補修図面作成業務

１－１－２　路線名　　東北自動車道、首都圏中央連絡自動車道

１－１－３　履行箇所　　東北自動車道

自）埼玉県川口市大字石神（０．０ＫＰ）

至）栃木県栃木市藤岡町都賀（５５．０ＫＰ）

首都圏中央連絡自動車道

自）埼玉県川島町（８５．９ＫＰ）

至）茨城県常総市三坂町（１４３．３ＫＰ）

１－１－４　主な履行内容

工事発注用図面作成	
詳細図作成	８枚
構造物補修図面作成	９枚
維持修繕設計	
支承補修設計	１箇所

１－２　適用する共通仕様書

契約書第１条に規定する「調査等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和８年７月版とする。

１－３ テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書１－１２－４「テクリスへ登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が１００万円以上の調査等について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日（以下「休日等」という。）及び共通仕様書１－３「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

（１）受注時は、受注者が設定した業務の始期から１５日以内

（２）登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から１５日以内

（３）完了時は、完了届提出日の翌日から１５日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が１５日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録

する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

１－４　履行期間

本業務は、共通仕様書１－１３「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から 10 日以内に、履行期間通知書（様式―２）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から６０日間

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から２４０日間

１－５　資料の貸与

共通仕様書１－１５－１及び５－２－３「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。なお、貸与予定日は下表のとおりとし、変更がある場合は別途監督員より通知する。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
点検データ	保全工事業務等の実施に関する細目協定	契約締結後	電子成果品
一般図	平成２５年度　東北自動車道 川口高架橋ほか橋梁補修設計検討業務	契約締結後	電子成果品 （ＣＡＤデータ）
	令和２年度　東北自動車道 加須管理事務所管内橋梁補修設計		
	令和５年度　東北自動車道 加須管内橋梁補修図面作成業務		

１－６　計画工程表

１－６－１　計画工程表の記載事項

共通仕様書１－１４－１「作業計画書の提出」（２）に示す作業計画書中の計画工程表（本特記仕様書様式―１）の作成にあたっては、下記の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。ただし、記載する項目は監督員と受注者とで協議の上変更することができるものとする。

計画工程表は本特記仕様書１－５「資料の貸与」に示す資料の貸与時期、共通仕様書１－９－３「照査の実施」に基づく照査の実施時期、及び共通仕様書１－２２「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討の上作成するものとし、これらの事項は計画工程表に記載するものとする。

設計種別	項目	備考
工事発注用図面作成	詳細図作成	
	数量計算	
構造物補修図面作成		
維持修繕設計	支承補修設計	

１－６－２　計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は共通仕様書１－２２「打合せ」に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告するとともに、共通仕様書様式第１－４号「調査等打合簿」に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書１－１４－３「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果、調査等内容の変更が生じる場合の取扱いは受注者と監督員とで協議の上決定するものとする。

１－７　調査等打合簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書１－２２「打合せ」に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打合せ後７日以内（休日等を除く）に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後７日以内（休日等を除く）に受注者へ返送するものとする。

１－８　工事記録情報の作成及び提出について

（１）共通仕様書１－４４－１「工事記録情報」に規定する「工事記録作成要領」は令和８年７月版とする。

（２）受注者は工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録作成要領」に従って「工事記録情報　完了届」（本特記仕様書様式―３）を調査等完了届提出予定の２週間程度前までに監督員に提出するものとする。その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事

記録情報　チェック結果票」にて照査結果の通知を受けるものとする。照査の結果修正が生じた場合は、監督員の指示に従い速やかに修正を行うものとする。

（3）工事記録収集システムに関する問合せ先は、東日本高速道路㈱関東支社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。

１－９　三者協議会について

本業務の成果による発注工事（以下「予定工事」という。）において発注者及び受注者並びに予定工事の受注者が協同して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「予定工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議」（以下「三者協議会」という。）を開催する場合がある。

三者協議会の実施は、本調査等業務の受渡し後に別途発注者及び受注者並びに予定工事の受注者とで協定を結ぶものとする。受注者の三者協議会の参加に要する費用については、協定書によるものとする。

なお、本条項の記載により受注者の三者協議会への参加を義務付けるものではない。

第２章　業務細部に関する事項

２－１　業務の内容

本業務は、今後、加須管理事務所が実施する橋梁補修工事の発注に必要な図面を作成するものである。

２－２　現地踏査

現地踏査は、本業務に必要な現地状況を把握するものとする。現地踏査の検測数量は１式とする。なお、監督員から貸与する資料と現地状況に相違がある場合は、速やかに監督員に報告するものとし、その後の取扱いについては監督員と受注者とで協議の上決定するものとする。

２－３　工事発注用図面作成

工事発注用図面作成とは、貸与資料等に基づき工事発注用の図面の作成を行うとともに、数量の算出を行うことをいう。工事発注用図面作成にあたっては、共通仕様書５－１１「工事発注用図面作成」を適用する。

２－３－１　詳細図作成

詳細図作成の種別は下表のとおりとする。

工種・名称・細目	設計内容	設計区分	難易度	数量計算	数量（枚）	備考
詳細図作成Ａ１	施工計画図	設計協議 説明図作成	複雑	有	1	川口高架橋
					1	坂下橋
					1	備前堀川橋
					1	大谷第二橋
					1	北篠崎橋
					1	谷田川橋
					1	渡良瀬川橋
詳細図作成Ａ２	補修詳細図 （ボルト取替）	設計協議 説明図作成	複雑	無	1	川口高架橋

２－３－２　数量計算

数量計算は、本特記仕様書１－５「資料の貸与」による資料及び施工計画検討結果に基づき、工事積算用数量および工事発注用数量を算出するもの。

数量計算は橋梁ごとに行うものとし、数量計算の検測数量は図面枚数（枚）とする。

２－４　構造物補修図面作成

構造物補修図面作成とは、変状のある橋梁部材について、橋梁の既往報告書、最新点検結果、詳細調査を基に、経済性、施工性及び耐久性に優れた補修方法を選定し、損傷した箇所の

補修工事を行うために必要な補修詳細図の作成及び数量算出を行うことをいう。

（１）構造物補修図面作成は、必要に応じて簡易な応力計算を行うものとする。なお、簡易な応力計算とは、手計算で簡単にできる計算をいう。

（２）構造物補修図面作成の検測数量は、図面枚数（枚）とする。

（３）構造物補修図面作成の対象箇所は下記のとおりとする。

橋梁名	主な損傷部材	数量（枚）	備考
川口高架橋	・主桁フランジや主桁端部の腐食 ・断面欠損 ・横桁端部の腐食	3	鋼桁補修
坂下橋		4	鋼桁補修
備前堀川橋		2	鋼桁補修

設計の区分は、附帯工設計　詳細図作成等における用排水工　詳細図作成、難易度普通を想定している。

なお、補修検討において、変状箇所の断面照査や補修に伴う構造検討等が必要となった場合は、監督員と協議し、その費用については別途協議するものとする。

２－５　維持修繕設計

２－５－１　支承補修設計

支承補修設計とは、損傷により補修が必要な支承について、共通仕様書７－３－３（１）橋梁付属物設計に示す設計内容を「設計要領第二集（橋梁保全編）」に基づき実施することをいう。

この設計では、支承補修に必要なすべての検討及び設計を行うものとする。

維持修繕設計　支承補修設計の検測数量は、補修設計を行った支承線の数（箇所）とする。

設計区分	適用区分	数量	備考
詳細設計	基本となる設計	１箇所	渡良瀬川橋

２－６　設計打合せ

打合せ回数は、業務内容確認検査及び完了検査を含め５回とする。打合せの検測数量は１式とする。監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要が生じる場合の取扱いは監督員と受注者で協議の上決定するものとする。

打合せ場所は、東日本高速道路株式会社加須管理事務所で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。

また、インターネットを利用したＷＥＢ会議システム等を活用して打合せを実施する場合の交通費・宿泊費についての取扱いは監督員と受注者とで協議の上決定するものとする。

なお、編成は工事発注用図面作成及び維持修繕設計に従うものとする。

２－７　交通費・宿泊費（現地踏査・設計打合せ）

技術業務直接人件費に関する、交通費・宿泊費には、設計打合せ及び現地踏査に必要な交通費・宿泊費を含むものとする。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。

２－８　成果品

共通仕様書１－４５－１「成果品」によらず下記のとおりとする。

（１）　受注者は、業務完了届提出の概ね３０日前までに、成果品をとりまとめた上で調査等打合せ簿にて監督員へ報告するものとする。

（２）　成果品は、設計図書及び監督員の指示に従って作成し、提出しなければならない。

（３）　報告書等の成果品の作成にあたっては、各章各節によるほか、将来の安全や維持管理の観点から、道路の計画・設計・施工・維持管理等（当該調査等以降に実施される業務）に配慮すべき事項について整理し、とりまとめるものとする。なお、これに要する費用については、関連項目に含むものとする。

第３章　補足事項

３－１　設計図書の変更及び追加について

その他の工種や他橋梁等の図面作成及び図面修正を追加する場合があり、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と別途協議するものとする。

設計工程表（案）

【様式－1】

（全体履行期間）　令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日 （　　日間）
（実履行期間）　令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日 （　　日間）

1 設計業務

項目＼日程	計画準備	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	備考
1．設計計画														
2．既往資料の確認・整理														
3．現地調査														
4．設計条件の整理														
5．道路詳細設計														
①縦断設計														
②平面図作成	・路線図・平面図・線形図・伐開除根求積図													
③縦断図作成														
④横断図作成														
⑤土積図作成														
⑥用排水設計														
6．附帯工設計														
①溝渠工設計	・ボックスカルバート、パイプカルバート等													
②擁壁工※工事情報（テーブル名）														
③詳細図作成														
④図面修正	・平面図・縦断図等													
7．数量計算														
8．概略施工計画														
9．施工への申送り事項														
10．照　　査			照査①		照査②				照査③					
11．報告書作成														
12．監督員による成果品確認														
13．電子成果品作成														
14．設計打合せ														
15．業務検査											業務内容確認検査		完了検査	

2 関連業務資料

項目＼日程	実施の有無	実施時期	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	備考
1．測量調査														
・基準点測量	有 ・ 無	○年○月 ～ ○年○月												
・空中写真測量	有 ・ 無	○年○月 ～ ○年○月												
・数値地形測量	有 ・ 無	○年○月 ～ ○年○月												
・航空レーザー測量	有 ・ 無	○年○月 ～ ○年○月												
2．道路予備設計	有 ・ 無	○年○月 ～ ○年○月												
3．道路概略設計	有 ・ 無	○年○月 ～ ○年○月												
4．路線測量	有 ・ 無	○年○月 ～ ○年○月												
5．地質調査（１次）	有 ・ 無	○年○月 ～ ○年○月												
6．構造物計画設計	有 ・ 無	○年○月 ～ ○年○月												
7．地質調査（２次）	有 ・ 無	○年○月 ～ ○年○月												
8．地形測量	有 ・ 無	○年○月 ～ ○年○月												
9．協議用図面作成	有 ・ 無	○年○月 ～ ○年○月												
10．トンネル設計	有 ・ 無	○年○月 ～ ○年○月												
11．幅杭設計	有 ・ 無	○年○月 ～ ○年○月												
12．用地幅杭設置測量	有 ・ 無	○年○月 ～ ○年○月												
13．構造物基本設計	有 ・ 無	○年○月 ～ ○年○月												
14．構造物詳細設計	有 ・ 無	○年○月 ～ ○年○月												
15．地盤補足調査	有 ・ 無	○年○月 ～ ○年○月												

3 貸与資料

項目＼日程	貸与の有無	貸与時期	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	
①地形図（1/1000,1/500）	有 ・ 無	契約締結から7日間以内												
②実測縦断図	有 ・ 無	契約締結から7日間以内												
③実測横断図	有 ・ 無	契約締結から7日間以内												
④座標計算書	有 ・ 無	契約締結から7日間以内												
⑤概略設計成果品	有 ・ 無	契約締結から7日間以内												
⑥協議用図面作成成果品	有 ・ 無	契約締結から7日間以内												
⑦幅杭設計成果品	有 ・ 無	契約締結から7日間以内												
⑧土地調査結果報告書	有 ・ 無	契約締結から7日間以内												
⑨橋梁・トンネルの成果品	有 ・ 無	令和○年○月予定												
⑩関連事業計画資料	有 ・ 無	契約締結から7日間以内												
⑪詳細測量図（1/200）	有 ・ 無	令和○年○月予定												
⑫設計協議資料	有 ・ 無	契約締結から7日間以内												

4 関係機関協議

項目	実施の有無	実施時期	対応者	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	凡例
①交差管理者協議														
道路	有 ・ 無	○年○月 ～ ○年○月	発注者											
河川	有 ・ 無	○年○月 ～ ○年○月	発注者											
鉄道	有 ・ 無	○年○月 ～ ○年○月	発注者											
用水路	有 ・ 無	○年○月 ～ ○年○月	発注者											
排水路	有 ・ 無	○年○月 ～ ○年○月	発注者											
水道	有 ・ 無	○年○月 ～ ○年○月	発注者											
下水道	有 ・ 無	○年○月 ～ ○年○月	発注者											
電力	有 ・ 無	○年○月 ～ ○年○月	発注者											
電話	有 ・ 無	○年○月 ～ ○年○月	発注者											
②形式協議	有 ・ 無	○年○月 ～ ○年○月	発注者											
③警察協議	有 ・ 無	○年○月 ～ ○年○月	発注者											
④地元協議	有 ・ 無	○年○月 ～ ○年○月	発注者											
⑤その他懸案事項協議	有 ・ 無	○年○月 ～ ○年○月	発注者											

4 その他懸案事項

項目	実施の有無	実施時期	対応者	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	凡例
①○○に関する技術的検討	有 ・ 無	○年○月 ～ ○年○月	受注者											
②○○に関する技術的判断	有 ・ 無	○年○月 ～ ○年○月	発注者											

5 協議内容、結果等

協議内容経緯等	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果

6 照査内容

	照査①	照査②	照査③
照査時期、照査内容、照査結果	**・照査時期：基本条件、設計条件検討時** **・照査内容：基本条件の照査** **・照査結果：**	**・照査時期：設計方針、最終形式案決定時** **・照査内容：細部条件の照査** **・照査結果：**	**・照査時期：成果品納入前** **・照査内容：成果品の照査** **・照査結果：**

※作成上のポイント（記載内容は作成例であるため、共通仕様書及び特記仕様書の記載を確認の上作成すること）

① 適切な工程管理（履行期間の確保）を図ることを目的とする。
② 関連する調査業務や設計業務ならびに関係機関協議による資料入手や条件提示等の遅れが履行期間を圧迫することがないよう、資料入手・条件提示・対外協議の期限を明確化する。
③ 協議時期と内容（結果）を工程表に明示することにより、打合せ時期・内容に工程上の遅れがないか確認する。
④ 照査の時期と内容（結果）を工程表に明示することにより、作業の進捗状況に合致した照査作業が実施されているか確認する。
⑤ 本工程表は作業計画書に添付するとともに、発注者と受注者双方で共有し、適切な履行期間を確保することで設計ミスの防止、品質の確保を図る。
⑥ なお、本書式は固定のものではない。上記趣旨を理解したうえで、各業務単位で工夫・改良を加えて利用することを基本とする。

※作成時の留意事項

① 関係機関協議については該当事項をその都度記入のこと
② 協議待ちによる遅延の場合工程上のクリティカルを明示すること。
③ 工程計画に大幅な変更が生じた場合、協議時に発注者に提示し確認を行うこと。

様式－2

令和　　年　　月　　日

東日本高速道路株式会社　関東支社
支社長　　殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

調査等名

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、 通知します。

記

１．契約保証取得の日

令和　　年　　月　　日

２－１．発注者が設定した全体履行期間

令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日 （　　日間）

（１．契約保証取得の日の翌日）

２－２．発注者が設定した余裕期間

令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日 （　　日間）

（１．契約保証取得の日の翌日）

３－１．受注者が設定した業務の始期

令和　　年　　月　　日

３－２．受注者が設定した業務の終期

令和　　年　　月　　日

３－３．契約上の履行期間

令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日 （　　日間）

（１．契約保証取得の日の翌日）　　（３－２．受注者が設定した業務の終期）

以　上

様式－3

令和　　年　　月　　日

監督員
殿

受　注　者
管理技術者
印

工事記録情報　完了届

下記の調査等名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発 注 者 名	
調 査 等 名	

No.	工　種　名	工事情報（テーブル名）	数　　量

※発注時より履行内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する。